

会社法制の見直しに関する「中間試案」のレビュー ～その背景にも触れながら～

概要

会社法制の見直しに関する記事は、2011年4月(SNB ニュースレターとして個別配信していた当時)にも取り上げました。2011年12月に「中間試案」が公表されたことを受けて、改めて、その内容をレビューしていきます。

大見出しは、「企業統治の在り方」、「親子会社に関する規律」、「その他」の3つあります。

今回は、「企業統治の在り方」を対象とし、「親子会社に関する規律」は次回にします。

本文

「中間試案」の目次を大きくみながら、コメントを付けていこうと思います。

来年(2013年)の通常国会で法案提出の予定らしいですが、時期、内容とも今後の動向は、予断を許しません。

「企業統治の在り方」

★ 取締役会の監督機能

社外取締役の選任の義務付けの可否及び範囲に関して、公開会社・大会社(A案)、有報提出会社(B案)、否定(C案)の3案が併記されていますが、経済界はC案を支持しています。

社外取締役の義務付けを巡る論点としては、例えば、「事後的に独立性が否定された場合や社外取締役が欠けた場合、取締役会決議は無効になるのか？」が挙げられます。

社外取締役及び社外監査役に関する規律の見直しも議論されています。社外性の要件に次の二つを追加する(A案)[①親会社の取締役、使用人でないこと、②会社の取締役、使用人の配偶者又は2親等内の親族でないこと]、現行法を維持する(B案)。東証、会計士協会、監査役協会、日弁連がA案を支持し、経済界はB案を支持しています。

★ 監査役会の監督機能

会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定に関して、次の3案が併記されています。

【A案】 選解任議案(決定権)、報酬(決定権)、支持の状況(会計士協会、監査役協会、日弁連)

【B案】 選解任議案(決定権)、報酬(同意権)、支持の状況(—)

【C案】 選解任議案(同意権)、報酬(同意権)、支持の状況(経団連、経済同友会)

また、**監査の実効性を確保するための仕組み**として、次の二つを考えています。

①監査を支える体制や監査役による使用人からの情報提供に関する体制に係る規定の充実・具体化を図る、②内部統制システムの運用状況の概要等を事業報告の内容に追加する。

★ 資金調達の場合における企業統治の在り方

公開会社が、引受人が議決権の過半数を有することになる第三者割当てによる募集株式の発行等を行う場合の**株主総会決議(普通決議)**の要否に関して、次の3案が併記されています。

【A案】原則:必要、例外:不要(注1)、支持の状況(日弁連)

【B案】原則:不要、例外:必要(注2)、支持の状況(—)

【C案】現行法のまま

(注1) ①定款の定め(資金調達の必要性、緊急性を勘案して特に必要と認めるとき)がある。

②3%以上の議決権を有する株主が一定期間内に異議を述べない。

(注2) 1/4超の議決権を有する株主が一定期間内に反対を通知

また、上記の場合における情報開示の充実策として、次の二つを考えています。

①引受人の氏名又は名称及び住所、②引受人が有することになる議決権数

企業統治法制の在り方を巡って、「理論だけではなく冷静な実証研究が必要である」と言われています。

理念だけで先走って、実態が伴わない事態は避けたいものです。

≪親子会社に関する規律≫

★ 親会社株主の保護

多重代表訴訟(株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え)に関して、次の2案が併記されています。日弁連はA案を支持し、監査役協会はA案に一定の意義を認めていますが、経済界はB案を支持しています。

【A案】多重代表訴訟を創設する。

【B案】多重代表訴訟を創設しないが、以下の規律の導入等について検討する。

①取締役会は、子会社の取締役の職務執行の監督を行う旨明文化

②子会社の取締役等の責任によって会社に損害が生じた場合、会社が責任追及のための必要な措置をとらないときは、任務懈怠を推定

③、④省略

★ 子会社少数株主の保護

株式会社が、親会社との利益相反取引によって不利益を受けた場合の当該親会社の責任に関して、次の2案が併記されています。日弁連、東証はA案を支持し、経済界、監査役協会はB案を支持しています。

【A案】取引がなかったと仮定した場合と比較して不利益を受けた場合、親会社はその不利益に相当する額を支払う義務を負う。

【B案】明文規定は設けない。

★ キャッシュ・アウト

株式会社の特別支配株主(総株主の議決権の9/10以上を所有する者)は、当該株式会社全ての株主(特別支配株主及び当該株式会社を除く。)に対し、その有する株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求できる。

★ 組織再編における株式買取請求権

株式買取請求権の撤回制限の潜脱防止のため買取口座を創設し、商事利率による遅延損害金の負担軽減のため価格決定前に、公正と認める額を支払うことができる。

★ 組織再編等の差止請求

組織再編一般(簡易組織再編を除く)における株主による差止請求の可否に関して、次の2案が併記されています。

【A案】組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、差止請求のできる明文規定を設ける。

【B案】明文規定は設けない。

★ 会社分割等における債権者の保護

詐欺的な会社分割が行われた場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

《その他》

★ 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

★ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

★ その他